

改訂前	改訂後
	<p>1. 「基本方針」・「運営方針」改訂版について</p> <p>本改訂版は、令和3年7月策定の「船橋市児童相談所基本構想」における「基本方針」及び「運営方針」部分の一部を現在の検討状況に合わせて改訂したものです。改訂箇所は最新の状況に合わせて記載していますが、それ以外の文言等については、策定当時の表現や名称をそのまま用いています。</p> <p>±2. 船橋市児童相談所基本構想改訂について</p> <p>(1) 船橋市児童相談所基本構想改訂の背景</p> <p>①社会的な背景</p> <p>全国的に児童虐待相談対応件数が増大しており、令和2年度には児童相談所における児童虐待相談対応件数が20万件を超え、虐待による重篤な死亡事例が後を絶ちません。また、子育て家庭を取り巻く環境も厳しい状況であり、地域における孤立が進んでいる状況や各種こども・子育て支援事業が支援を要する家庭に十分届いていないなどの問題が見られています。</p> <p>また、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）によると、児童福祉部門と母子保健部門それぞれの相談機関が把握していた事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例も存在しており、児童福祉部門と母子保健部門の連携強化が求められています。</p> <p>②改正児童福祉法の施行</p> <p>これまで市町村では「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を設置し、児童福祉部門と母子保健部門の連携強化を図ってきたところですが、実務においては前述のような情報共有や連携における課題が散見されていました。これらの課題を受けて、令和4年公布の改正児童福祉法（以下、改正法）において子育て世帯に対する包括的な支援を実現するため、</p>

「こども家庭センター（※）」を設置し、母子保健からの切れ目のない支援を行うための体制強化を図ることとされたところです。

（2）基本構想改訂の理由

令和3年7月に策定した船橋市児童相談所基本構想においては、児童相談所部門と家庭児童相談室部門の組織的な一体化による連携を行うことを前提とした基本方針及び運営方針を示していました。しかしながら、市内のこどもたちが安心して地域で生活を続けていくためには、児童虐待発生後の介入的対応や一時保護等の安全の確保だけでなく、虐待発生予防に重点を置いた支援を展開していくことも非常に重要です。

改正法により、市町村に対してこども家庭センターの設置が努力義務とされたこと、本市におけるこども家庭相談支援体制として、虐待の発生予防体制を強化し、ポピュレーションから寄り添い伴走型の支援を展開していく必要性が高いと考えていることから、本市としては改正法の趣旨を踏まえ、こども家庭センターを設置することとしました。このことから、こども家庭センターと市児童相談所との連携や業務における役割分担等を船橋市児童相談所基本構想に明確に位置付ける必要があるため、基本方針及び運営方針を改訂します。

※こども家庭センターについて

こども家庭センターとは、母子保健に関する各種の相談に応ずる「子育て世代包括支援センター」と児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織としてポピュレーションアプローチ（すべてのこどもや子育て家庭を対象とした事業等）とハイリスクアプローチ（家庭状況や経済状況等に課題があり、より集中した支援を要する家庭を対象とした支援）を両輪とした子育て家庭に対する相談支援を実施する機関として改正法にて新たに位置づけられた相談支援機関です。

3. 船橋市が目指すこども家庭センターに関する検討経過

(1) 船橋市が目指すこども家庭センターの基本的な考え方

本市が目指すこども家庭センターについては、児童虐待の発生を予防するための体制強化を最も重視し、主に次の3つのポイントから運営体制の検討を行いました。

- 1) 児童虐待の発生予防体制の強化
- 2) 虐待対応における再発防止体制の強化
- 3) こどもや家庭に係る相談体制の強化

1) 児童虐待の発生予防体制の強化

児童虐待対応においては、虐待発生後の介入的対応だけではなく、ポピュレーションからハイリスク家庭まで幅広く予防的支援を実施することが重要であると考えられています。特に、妊娠出産期や乳幼児期から寄り添い伴走型支援を展開するためには、母子保健分野との連携を強化していくことが必要不可欠です。また、保護者や関係機関などが些細なことでも相談しやすい体制を構築し、こどもや保護者からのヘルプサインを漏らさずに把握し、寄り添い伴走型支援を早期に確実に実施することが重要です。

こども家庭センターを虐待発生予防に特化した体制として整備し、これらの支援や体制を機能させることで、児童虐待の発生を予防するための体制を強化します。

2) 虐待対応における再発防止体制の強化

児童相談所による一時保護等の権限行使と並行して、こども家庭センターが寄り添い伴走型支援を実施し、スムーズな家庭引き取りの実現を支援することは、家庭養育優先の原則に基づいた地域の家庭支援の充実、保護者支援につながり、ひいてはこどもの権利を保障することにつながります。

また、家庭引き取り後に地域や自宅で安全・安心な生活を継続していくために

は、実現可能で継続性のある再発防止策の検討が必要です。こども家庭センターが再発防止策をもとに寄り添い伴走型支援を行うことで保護者等とともに児童虐待の再発防止に取り組んでいきます。

3) こどもや家庭に係る相談体制の強化

児童虐待が発生する要因として、家族関係や健康問題、経済的問題等が考えられています。予防的支援を十分に行うためには、これらの要因やリスクなど、家庭が抱えている課題を早期に察知し、それぞれの課題に適した支援を問題発生の早期から実施することが重要です。

そのため、DV支援、ひとり親支援、ヤングケアラー支援などこどもや家庭に係る各種相談窓口と連携し、寄り添い伴走型支援につなげる体制強化を図ります。

(2) こども家庭センターの体制検討の経緯

船橋市が目指すこども家庭センターの基本的な考え方を踏まえ、次のとおり体制検討を行いました。

1) 体制案の検討

本市におけるこども家庭センターの体制として主に次の3案を検討しました。

①機能連携案

令和3年7月に策定をした基本構想の体制を維持し、市児童相談所と家庭児童相談室部門を同一施設に配置し、子育て世代包括支援センターは別組織、別施設に配置します。こども家庭センター機能（家庭児童相談室部門と子育て世代包括支援センター）は組織等をまたぐ形で機能を連携することで対応する案です。

②別施設設置案

市児童相談所とこども家庭センターを別々の施設に配置した上で、こども家庭センターは市民が気軽に相談に訪れることができるような場所に配置します。また、相談機能の充実、一元化を図るため、女性相談やひとり親相談、ヤングケア

ラー相談と統合した体制とする案です。

③同一施設配置案

こども家庭センターを市児童相談所に配置し、一般的な子育て・育児相談から児童虐待に関する相談まで一元化する案です。

2) 各体制案の比較検討

「①機能連携案」は、令和3年7月の基本構想と同様の体制であり、児童虐待対応における相談の一元化を図るという点が特長であり、「虐待対応における再発防止体制の強化」に取り組みやすいと評価しました。一方で家庭児童相談室部門と子育て世代包括支援センターが別な組織・施設となることにより予防的支援に取り組みにくいことから、「児童虐待の発生予防体制の強化」が十分に図れないと評価しました。

「②別施設設置案」については、市児童相談所とこども家庭センターが別施設となることで窓口がわかりにくくなるなどの懸念がありますが、それ以上に、本市のこども家庭センター設置のポイントである「児童虐待の発生予防体制の強化」、「こどもや家庭に係る相談体制の強化」において取り組みやすいと評価しました。

「③同一施設配置案」では、「虐待対応における再発防止体制の強化」に取組みやすいと評価しました。一方で、こども家庭センターの設置場所や児童相談所と同じ施設であることによる相談者の心理的ハードルが高いことなどから、市民が相談に訪れやすい環境ではなく、こどもや保護者からのヘルプサインを漏らさずに把握できない恐れがあり「児童虐待の発生予防体制の強化」が十分に図れないと評価しました。

3) 比較検討の結果

こども家庭センター設置にあたり、本市が最重要視する児童虐待の発生予防体制の強化のためには、「家庭児童相談室と子育て世代包括支援センターの実質的

4. 基本方針

現状と課題を踏まえ、市が設置する児童相談所の基本方針を以下のように定めます。

(1) 市児童相談所が目指す姿

平成28年の法改正において、児童の権利に関する条約の精神に則り、「全ての国民は児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める」という理念が新たに規定されました。

市はこの理念に基づいて、子どもたちの安全で安心な生活を守るために児童相談所を設置し、健やかな成長と発達を支援します。

また、子どもは家庭において生まれ、地域の助けを得て成長します。市児童相談所は、子どもの養育を担う家庭に寄り添い支えるとともに、地域の関係機関と連携して、子どもの養育の支援に取り組んでいきます。

こうした考えに基づき、市児童相談所が目指す姿を次のように定めます。

船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、
健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点

な一体化」、「市民が相談に訪れやすい環境」、「児童虐待のリスクを早期に発見し、寄り添い伴走型支援が早期に確実に実行できる体制づくり」が最も重要であり、また、将来の虐待相談件数の増加や職員数増加への対応などについても考慮した結果、本市のこども家庭センターは、「②別施設設置案」とすることが最も望ましいと考えました。

こども家庭センターの具体的な機能や体制、市児童相談所との役割分担については、次章以降において示していきます。

2-4. 基本方針

基本構想改訂の背景等を踏まえ、市が設置する児童相談所の基本方針を以下のように定めます。

(1) 市児童相談所が目指す姿

平成28年の法改正において、児童の権利に関する条約の精神に則り、「全ての国民は児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努める」という理念が新たに規定されました。

市はこの理念に基づいて、子どもたちの安全で安心な生活を守るために児童相談所を設置し、健やかな成長と発達を支援します。

また、子どもは家庭において生まれ、地域の助けを得て成長します。市児童相談所は、子どもの養育を担う家庭に寄り添い支えるとともに、地域の関係機関と連携して、子どもの養育の支援に取り組んでいきます。

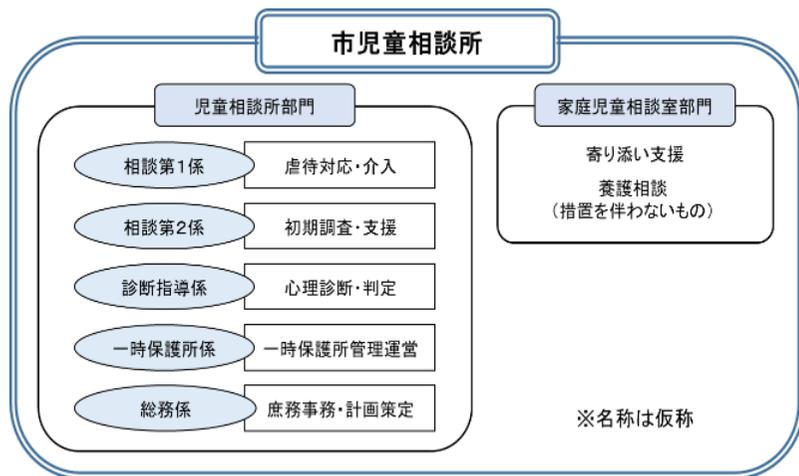
こうした考えに基づき、市児童相談所が目指す姿を次のように定めます。

船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、
健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点

(2) 市児童相談所を設置するねらい		(2) 市児童相談所を設置するねらい	
迅速性と機動性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県への送致という段階を踏まずに、迅速な介入や権限行使を行います。 ・市のみを管轄することにより、機動的な支援や介入を行います。 	迅速性と機動性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県への送致という段階を踏まずに、迅速な介入や権限行使を行います。 ・市のみを管轄することにより、機動的な支援や介入を行います。
家庭児童相談情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の子どもの家庭児童相談情報を一元的に管理し、漏れなく把握することで、適切な介入や権限行使を行います。 	家庭児童相談情報の一元管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の子どもの家庭児童相談情報を一元的に管理し、漏れなく把握することで、適切な介入や権限行使を行います。
切れ目のない一貫した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止から初期対応、一時保護等の措置、在宅支援までを切れ目なく一貫して行います。 	切れ目のない一貫した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止から初期対応、一時保護等の措置、在宅支援までを切れ目なく一貫して行います。
きめ細やかな継続した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する様々な子育て支援サービスの提供により、子どもや家庭の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、一貫した在宅支援を行います。 	きめ細やかな継続した支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する様々な子育て支援サービスの提供により、子どもや家庭の状況に応じたきめ細やかな相談・支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、一貫した在宅支援を行います。
(3) 市児童相談所の機能		(3) 市児童相談所とこども家庭センターの機能	
<p>現状における課題に対応するため、現在、船橋市保健福祉センターに設置している家庭児童相談室を移転し、市児童相談所がその機能を有することで、子どもや子育てに関する問題に一元的に対応します。</p>		<p>市児童相談所とこども家庭センターの機能を次のように整理し、こどもや子育てに関する問題に一元的に対応します。</p> <p>本市におけるこども家庭センターは、子ども家庭総合支援拠点機能及び子育て世代包括支援センター機能に加えて、ヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しています。</p>	

<table border="1"> <tr> <td>児童相談所機能（相談機能・一時保護機能・措置機能）</td> </tr> <tr> <td>家庭児童相談室機能（子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童及びDV対策地域協議会調整機能）</td> </tr> </table>	児童相談所機能（相談機能・一時保護機能・措置機能）	家庭児童相談室機能（子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童及びDV対策地域協議会調整機能）	<p>※市児童相談所とこども家庭センターの機能一覧</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">市児童相談所</td> <td>（児童虐待や非行、障害相談への対応を中心とした）相談機能</td> </tr> <tr> <td>一時保護機能</td> </tr> <tr> <td>措置機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">こども家庭センター</td> <td>子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童対策地域協議会調整機能</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター機能</td> </tr> <tr> <td>ヤングケアラー相談機能</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭相談機能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>女性相談（配偶者暴力相談支援センター）機能</td> </tr> </table>	市児童相談所	（児童虐待や非行、障害相談への対応を中心とした）相談機能	一時保護機能	措置機能	こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童対策地域協議会調整機能	子育て世代包括支援センター機能	ヤングケアラー相談機能	ひとり親家庭相談機能		女性相談（配偶者暴力相談支援センター）機能
児童相談所機能（相談機能・一時保護機能・措置機能）														
家庭児童相談室機能（子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童及びDV対策地域協議会調整機能）														
市児童相談所	（児童虐待や非行、障害相談への対応を中心とした）相談機能													
	一時保護機能													
	措置機能													
こども家庭センター	子ども家庭総合支援拠点機能・要保護児童対策地域協議会調整機能													
	子育て世代包括支援センター機能													
	ヤングケアラー相談機能													
	ひとり親家庭相談機能													
	女性相談（配偶者暴力相談支援センター）機能													
<p>5. 運営方針</p> <p>（1）組織体制</p> <p>市児童相談所の組織体制は以下のように想定しており、児童相談所部門・家庭児童相談室部門それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築します。</p> <p>また、児童相談所部門が対応する虐待ケースについては、一時保護等の介入を行う係と、子どもや保護者へ支援を行う係の二つに分けますが、ケースに応じて一体的な対応を行うものとし、迅速な介入と丁寧な支援を両立する体制を構築します。</p>	<p>⇒5. 運営方針</p> <p>（1）市児童相談所とこども家庭センターの組織体制</p> <p>市児童相談所の組織体制は次のように想定しており、緊急性を伴う虐待案件に対応する必要から、組織体制や係の配置等を工夫し、迅速性と機動性を確保できるようにしていきます。</p> <p>また、家庭養育優先の原則に則り、施設措置児童の家庭復帰や家庭支援、里親委託の推進を行えるよう組織体制を検討していきます。</p> <p>こども家庭センターについては、子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）と子育て世代包括支援センター（ふなここ）を組織的に一体化することに加え、ヤングケアラーやひとり親家庭、女性相談を所管する部署と統合を予定しています。</p> <p>なお、市民が相談しやすい体制とするため、こども家庭センターの設置場所は市役所本庁舎又はその付近とする予定です。</p>													

※組織体制のイメージ



(2) 児童相談所部門と家庭児童相談室部門の役割分担

児童相談所部門では、全ての虐待相談を受理し、対応・支援を行います。また、虐待相談に限らず、一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、特に専門的知識・技術が必要なケースを担当します。

家庭児童相談室部門では、児童相談所部門で受理した虐待ケースで、対応・支援の結果、一時保護等の権限行使が必要なく、保護者に寄り添った支援が相当であると判断されたケースを児童相談所部門から引き継いで担当します。また、措置を伴わない養護相談や性格行動相談、虐待の未然防止の推進等について対応します。

なお、家庭児童相談室部門で対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケ

(2) 市児童相談所とこども家庭センターの役割分担

市児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由による一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当します。

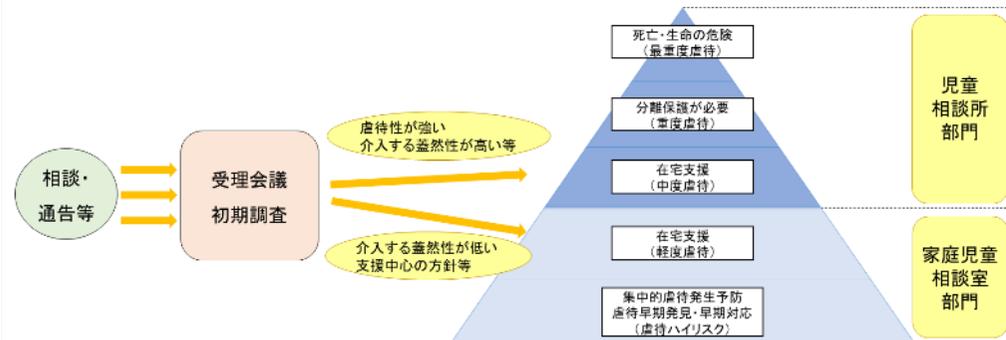
こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当します。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しています。

なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケ

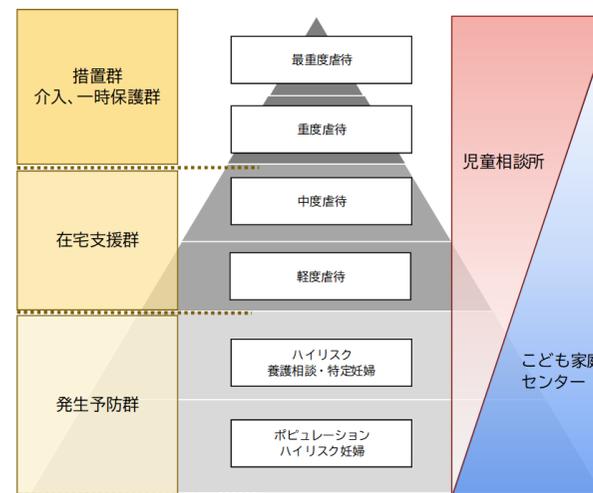
ース等については、逐一情報を共有し、共通の方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や専門的知識・技術が必要となった場合は、速やかに児童相談所部門にケースを引き継ぎます。

ース等については、逐一市児童相談所と情報を共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所にケースを引き継ぐなど切れ目のないシームレスな連携を行います。

※虐待対応における役割分担のイメージ



※こども家庭相談における役割分担のイメージ



(3) 児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ

現在の市内の児童虐待通告等は、家庭児童相談室と県市川児童相談所の2か所で受ける体制となっていますが、市児童相談所設置後は一本化を図り、児童相談所部門で受け付けます。

なお、児童虐待通告ではなく、友達と遊べない、落ち着きがないといった性格行動相談等であっても、虐待の恐れを見落とすことなく、必ず両部門合同の受理会議を行います。そのうえで、虐待又は虐待の恐れがあるケースにあっては、まずは児童相談所部門で調査等を行う体制とします。

また、支援の流れとしては、受理会議の結果に応じて、主担当となった部門が中心になって対応していきます。さらに、定期的実施する両部門合同の援助方針会議の中で支援効果や関係機関の情報を共有し、アセスメントや支援方針の見

(3) 児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ

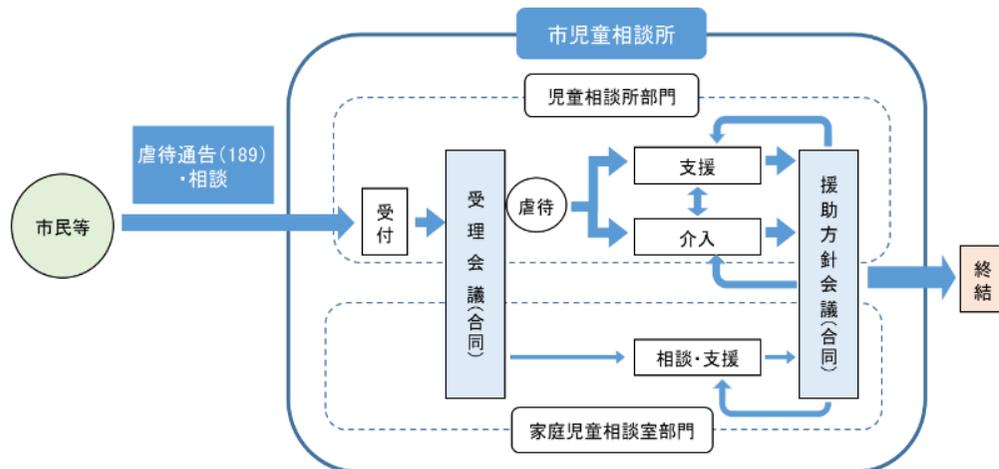
児童虐待通告については市児童相談所で受付をし、養育や育児に関する相談をこども家庭センターで受付する体制とします。

こども家庭センターで受付する相談は、一般的な育児相談や友達と遊べない、落ち着きがないといった性格行動相談のほか、経済的問題や生活環境、家族背景に起因する問題等の養護相談等が想定されますが、いずれの相談においても虐待のリスクや恐れを見落とすことがないよう、必ず両機関合同の受理会議を行います。その上で、虐待又は虐待の恐れがあるケースにあっては、まずは市児童相談所で調査等を行う体制とします。

また、支援の流れとしては、合同受理会議の結果に応じて、主担当となった機関が中心になって対応していきます。さらに、定期的実施する両機関合同の進

直しを図ります。その結果を受け、引き続き同部門が支援を行うかどうかも含めて方針の再確認を行います。

※児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れのイメージ



※なお、里親制度や特別養子縁組制度、子育てに関する講座の問い合わせ等は、直接各部門で対応します。

(4) 市児童相談所と一時保護所の一体的な運営

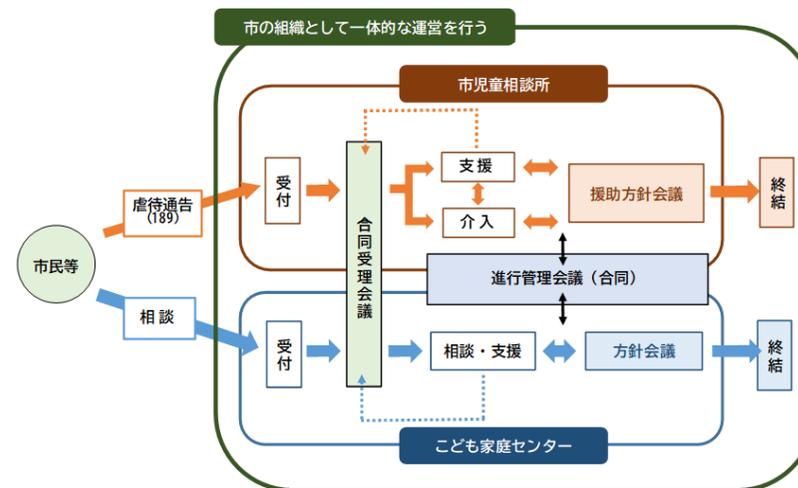
市児童相談所に一時保護所を併設することで、市児童相談所で業務を行う児童福祉司や児童心理司、医師等が、一時保護所に入所する子どもの面談や診断等も併せて行うことができるよう、一体的な運営を行います。

(5) 一時保護所の定員

一時保護所は、必要に応じて迅速に子どもを保護できるよう、必要十分な大きさを確保する必要があります。市が整備する一時保護所の定員設定に当たっては、縣市川児童相談所の一時保護所に入所する船橋市在住の子どもの最大数や、

行管理会議の中で支援効果や関係機関の情報を共有し、アセスメントや支援方針の見直しを図ります。その結果を受け、引き続き同機関が支援を行うかどうかも含めて方針の再確認を行います。

※児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れのイメージ



※なお、市民等からの連絡が想定した受付と異なるルートでそれぞれの機関に入った場合も相談対応を行い、受け付けた機関が責任をもって合同受理会議に提出します。

(4) 市児童相談所と一時保護所の一体的な運営

市児童相談所に一時保護所を併設することで、市児童相談所で業務を行う児童福祉司や児童心理司、医師等が、一時保護所に入所する子どもの面談や診断等も併せて行うことができるよう、一体的な運営を行います。

(5) 一時保護所の定員

一時保護所は、必要に応じて迅速に子どもを保護できるよう、必要十分な大きさを確保する必要があります。市が整備する一時保護所の定員設定に当たっては、縣市川児童相談所の一時保護所に入所する船橋市在住の子どもの最大数や、

市の今後の人口推計等を加味した上で設定します。

(6) 一時保護委託

一時保護を行った子どもやその家庭状況によっては、一時保護所に入所させることが適当でない場合があります。そのような子どもについては、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設や医療機関等に一時保護の委託を行います。

(7) 一時保護後の地域における支援体制

一時保護の解除後に家庭へ復帰する場合は、地域における支援体制が重要です。家庭復帰が適さない子どもについては、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を取ることとなります。一時保護所の入所期間が長期にならないことも必要であり、これらの体制整備を推進することが重要です。

里親やファミリーホームについては、登録者や事業者を増やしていくための周知・啓発を行うとともに、里親の掘り起こしや研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援などを行っていきます。

児童養護施設については市内に1か所設置されており、乳児院や障害児入所施設等については市内に設置されていません。これらは市域を超えた広域的な対応が必要となることから、県と協議をしていきます。

市の今後の人口推計等を加味した上で設定します。

【現在の検討状況】一時保護所の定員については32名としています。

(6) 一時保護委託

一時保護を行った子どもやその家庭状況によっては、一時保護所に入所させることが適当でない場合があります。そのような子どもについては、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設や医療機関等に一時保護の委託を行います。

(7) 一時保護後の地域における支援体制

一時保護の解除後に家庭へ復帰する場合は、地域における支援体制が重要です。家庭復帰が適さない子どもについては、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を取ることとなります。一時保護所の入所期間が長期にならないことも必要であり、これらの体制整備を推進することが重要です。

里親やファミリーホームについては、登録者や事業者を増やしていくための周知・啓発を行うとともに、里親の掘り起こしや研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援などを行っていきます。

児童養護施設については市内に1か所設置されており、乳児院や障害児入所施設等については市内に設置されていません。これらは市域を超えた広域的な対応が必要となることから、県と協議をしていきます。

【現在の検討状況】

これらの課題等を協議するため、令和6年度より県市児童相談所設置検討会議を開催し、千葉県と協議を行っております。

また、措置児童の家庭復帰や自立支援に関する取り組みに関しても検討、協議を行ってまいります。

(8) 療育手帳の交付事務

現状における市の療育手帳交付の流れについては、市障害福祉課で申請を受け、縣市川児童相談所による判定を通じて千葉県知事が手帳を発行し、市障害福祉課で交付しています。

市が児童相談所を設置することにより、市児童相談所が判定を行い、船橋市長が手帳を発行することが可能となりますので、申請受付及び交付については、手帳取得に伴う各種サービスの案内等を行うため、これまでどおり市障害福祉課が行い、判定については、専門性を有する児童心理司を多く配置する市児童相談所が行うことを想定しています。

(9) 運営に対する評価

令和2年の法改正により、児童相談所はその業務の質の評価を行うことや、必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないことが新たに定められました。

児童相談所は強力な権限を行使することになるため、総合的なアセスメントに基づく適正な判断が求められます。また、一時保護所においては、子どもの安全確保策として外部からのアクセスを制限するため、閉鎖的な空間となる傾向があります。そのため、子どもの権利擁護等に配慮しなければなりません。

市が設置する児童相談所では、その業務全般において、定期的に評価を行うことや評価に基づく運営の改善を図るなど、適切な仕組みを構築します。

(10) 職員配置体制

市児童相談所における職員については、法や児童相談所運営指針等を参照し、必要な配置を行います。

(8) 療育手帳の交付事務

現状における市の療育手帳交付の流れについては、市障害福祉課で申請を受け、縣市川児童相談所による判定を通じて千葉県知事が手帳を発行し、市障害福祉課で交付しています。

市が児童相談所を設置することにより、市児童相談所が判定を行い、船橋市長が手帳を発行することが可能となりますので、申請受付及び交付については、手帳取得に伴う各種サービスの案内等を行うため、これまでどおり市障害福祉課が行い、判定については、専門性を有する児童心理司を多く配置する市児童相談所が行うことを想定しています。

(9) 運営に対する評価

令和2年の法改正により、児童相談所はその業務の質の評価を行うことや、必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならないことが新たに定められました。

児童相談所は強力な権限を行使することになるため、総合的なアセスメントに基づく適正な判断が求められます。また、一時保護所においては、子どもの安全確保策として外部からのアクセスを制限するため、閉鎖的な空間となる傾向があります。そのため、子どもの権利擁護等に配慮しなければなりません。

市が設置する児童相談所では、その業務全般において、定期的に評価を行うことや評価に基づく運営の改善を図るなど、適切な仕組みを構築します。

【現在の検討状況】

運営に対する評価については第三者評価を受けることを想定しています。

(10) 職員配置体制

市児童相談所における職員については、法や児童相談所運営指針等を参照し、必要な配置を行います。

主な職種の配置基準や方針については、次のように想定しています。
(令和3年4月1日現在で公布されている法令等に基づく想定です。)

《児童相談所部門》

児童福祉司	管轄区域(市)の人口3万人に1人配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談件数が全国平均より多い場合は上乘せします。 この他、里親養育支援児童福祉司を配置します。 児童福祉司の中には、スーパーバイザー(児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育にあたる児童福祉司)を含みます。
児童心理司	児童福祉司2人につき1人配置します。 児童心理司の中には、スーパーバイザー(児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育にあたる児童心理司)を含みます。
保健師	1人以上配置します。
医師※	精神科医、小児科医について必要な人数を配置します。
弁護士※	必要な人数を配置します。
保育士又は児童指導員	一時保護所の定員に応じて必要な人数を配置します。
その他	一時保護所対応協力員、夜間休日対応職員、警察官等、必要に応じて職員を配置します。

※医師及び弁護士については特に人員確保が課題となることが想定されるため、配置形態等については、必要に応じて関係機関や団体等と協議し、実情にあった人員を確保します。

主な職種の配置基準や方針については、次のように想定しています。
(令和3年4月1日現在で公布されている法令等に基づく想定です。)

《市児童相談所》

児童福祉司	管轄区域(市)の人口3万人に1人配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談件数が全国平均より多い場合は上乘せします。 この他、里親養育支援児童福祉司を配置します。 児童福祉司の中には、スーパーバイザー(児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育にあたる児童福祉司)を含みます。
児童心理司	児童福祉司2人につき1人配置します。 児童心理司の中には、スーパーバイザー(児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育にあたる児童心理司)を含みます。
保健師	1人以上配置します。
医師※	精神科医、小児科医について必要な人数を配置します。
弁護士※	必要な人数を配置します。
保育士又は児童指導員	一時保護所の定員に応じて必要な人数を配置します。
その他	一時保護所対応協力員、夜間休日対応職員、警察官等、必要に応じて職員を配置します。

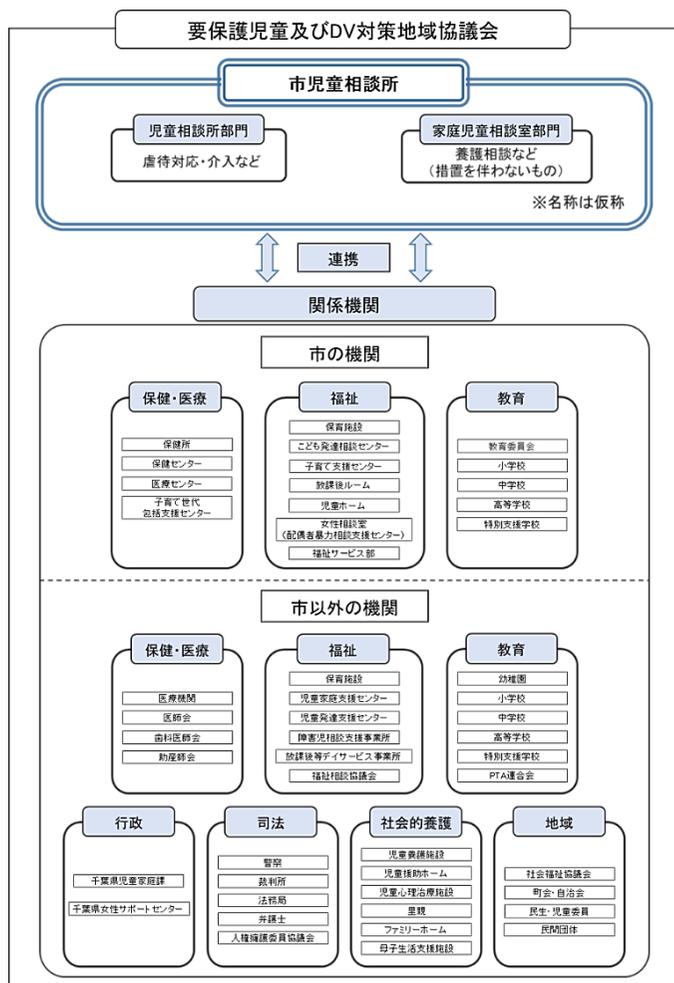
※医師及び弁護士については特に人員確保が課題となることが想定されるため、配置形態等については、必要に応じて関係機関や団体等と協議し、実情にあった人員を確保します。

<p>《家庭児童相談室部門》</p> <p>子ども家庭支援員、虐待対応専門員等、必要に応じて職員を配置します。</p> <p>(11) 職員の採用・研修計画</p> <p>市児童相談所の設置に伴い、新たに必要となる職員数が多いことから、計画的に採用することで、必要な職員数を早期に確保します。また、平成27年度からは、県児童相談所への派遣研修を行っており、実務経験を積むことで、市児童相談所開設時から一定の質を確保し、安定した運営が可能となる体制を構築します。</p> <p>さらに、県から派遣を受けるなど、児童相談所の実務に精通した職員を確保できるように、県と協議していきます。</p> <p>(12) 子どもの権利保障のための環境整備</p> <p>児童相談所における子どもや保護者への相談援助活動の実施にあたっては、常に子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障されているかを確認しながら遂行することが求められています。</p> <p>援助方針の策定にあたっては、当事者である子どもの意向を尊重し、子どもの最善の利益の確保に努める必要があります。</p> <p>特に一時保護の決定時、一時保護中、一時保護の解除後や施設入所措置、里親委託をする際などに、子ども自身が意見や希望を表明できる権利を保障する仕組みの構築を目指します。</p> <p>また、一時保護所は子どもにとって慣れない環境であるため、子どもが安心感を持てるような職員の関わり方や規則正しい生活の組み立て、子どもの状況に応じたスペースの確保等に配慮します。</p> <p>教育を受ける権利について、一時保護所で生活する子どものうち所属校への通学が可能な子どもは、引き続き通学できるよう検討しますが、虐待等を理由に保護しなければならない子どもについては、所属校への通学は困難であることが想</p>	<p>《こども家庭センター》</p> <p>センター長、統括支援員等、必要に応じて職員を配置します。</p> <p>(11) 職員の採用・研修計画</p> <p>市児童相談所の設置に伴い、新たに必要となる職員数が多いことから、計画的に採用することで、必要な職員数を早期に確保します。また、平成27年度からは、県児童相談所への派遣研修を行っており、実務経験を積むことで、市児童相談所開設時から一定の質を確保し、安定した運営が可能となる体制を構築します。</p> <p>さらに、県から派遣を受けるなど、児童相談所の実務に精通した職員を確保できるように、県と協議していきます。</p> <p>(12) 子どもの権利保障のための環境整備</p> <p>児童相談所における子どもや保護者への相談援助活動の実施にあたっては、常に子どもの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が保障されているかを確認しながら遂行することが求められています。</p> <p>援助方針の策定にあたっては、当事者である子どもの意向を尊重し、子どもの最善の利益の確保に努める必要があります。</p> <p>特に一時保護の決定時、一時保護中、一時保護の解除後や施設入所措置、里親委託をする際などに、子ども自身が意見や希望を表明できる権利を保障する仕組みの構築を目指します。</p> <p>また、一時保護所は子どもにとって慣れない環境であるため、子どもが安心感を持てるような職員の関わり方や規則正しい生活の組み立て、子どもの状況に応じたスペースの確保等に配慮します。</p> <p>教育を受ける権利について、一時保護所で生活する子どものうち所属校への通学が可能な子どもは、引き続き通学できるよう検討しますが、虐待等を理由に保</p>
---	--

定されます。このため、一時保護所に学習室を整備し、専門的知識と経験を有する教員等の配置により、十分な教育を受けられる環境の整備に努めます。

また、様々な学年の子どもが入所することに加え、不十分な養育環境により基礎学力が定着していない子どもにも配慮が必要なことから、ICT機器の導入や学校・民間団体等との連携による個別的な学習指導が受けられる体制づくりに努めます。

<参考> 市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージ



定されます。このため、一時保護所に学習室を整備し、専門的知識と経験を有する教員等の配置により、十分な教育を受けられる環境の整備に努めます。

また、様々な学年の子どもが入所することに加え、不十分な養育環境により基礎学力が定着していない子どもにも配慮が必要なことから、ICT機器の導入や学校・民間団体等との連携による個別的な学習指導が受けられる体制づくりに努めます。

<参考> 市児童相談所設置後における市と関係機関のイメージ

